

退職給付プロジェクトの進め方（継続審議）

１．前回までの審議の概要

（第 208 回委員会）

- 個別財務諸表のあり方、分配可能額の取扱い、リサイクル等、退職給付会計の見直しは周辺事項も含めて影響が大きく、かつ時間を要する検討項目が多いことや、将来的に IFRS のスムーズな導入も考慮すると IAS 第 19 号の改正の確定も踏まえた上でステップ 1 と 2 を合わせて検討すべき。
- 日本独自の重要性基準を現時点で残す意味合いを再度考える必要がある。
- 開示の改善につながることは早く実施すべきであり、また、IASB の ED には合理的でない内容も一部含まれているため、まずはステップ 1 を確実に進めるべき。
- ステップ 2 を含む退職給付プロジェクト全体の完了までには時間を要すると思われる点や、コンバージェンスしながらアドプションも視野に入れるという考え方に立てば、ステップを分けて段階的に基準を改正していく判断もあり得るため、ステップ 1 を予定どおり進めるべき。

（第 209 回委員会）

- 表示及び開示の改善につながることは早く実施すべきであり、先行きが不透明なステップ 2 の結論を待つよりも、まずはステップ 1 を確実に進めるべき。
- ステップ 2 を含む退職給付プロジェクト全体の完了までには時間を要すると思われる点からステップ 1 を予定どおり進めるべき。
- 公開草案に対するコメントには、基準改正に対して時間をかけて慎重に行う必要があるとの意見が多く、ステップ 1 を予定どおりに進める意義を十分吟味したい。
- ステップ 1 によってもなお残る IAS 第 19 号との差異項目（例えば、重要性基準など）を基準内で明記し、今後も改正されうるトピックが残されている旨を周知すべき。
- ステップ 1 において改正される項目と現行のまま維持される項目が混在することにより基準内の不整合を起こしていないか、例えばイールドカーブによる割引率を導入した場合に重要性基準の適用に際して表を用いた簡便的な手法がとれない、そうであれば重要性基準を廃止して回廊アプローチを導入する方が整合的ではないか。

2. 各基準の関係

検討論点	日本基準			IAS19		備考
	現行	ステップ1(ED)	ステップ2	ED	現行	
1. 未認識項目の取扱い						
数理計算上の差異	B/S遅延認識	B/S即時認識	同左	B/S即時認識	B/S遅延認識又は即時認識の選択	*1
	P/L遅延認識	同左	検討	OCI即時認識	P/L遅延認識又はOCI即時認識の選択	*2
	N/A	OCI即時認識	検討	同右	リサイクリングなし	
	N/A	リサイクリングあり	検討	同右	リサイクリングなし	
過去勤務費用	B/S遅延認識	B/S即時認識	同左	B/S即時認識	権利確定分は一括償却 未確定分は遅延認識	*1
	P/L遅延認識	同左	検討	P/L即時認識		*2
	N/A	OCI即時認識	検討	N/A	N/A	
	N/A	リサイクリングあり	検討	N/A	N/A	
重要性・回廊	重要性基準	同左	検討	廃止	遅延認識の場合は回廊	*3
2. PBO計算の取扱い						
期間帰属方法	原則：期間定額基準 一定の場合は他(支給倍率基準等)も容認	期間定額基準と 給付算定式基準の 選択	同左	同右	給付算定式に基づく	*4
割引率	平均残存勤務期間	イールドカーブ	同左	同右	イールドカーブ	
期待運用収益	見積もる	「長期」の明確化	検討	割引率を適用	見積もる	
昇給率	確実に見込まれる	予想される	同左	同右	予想される	

- *1 B/Sについて、財務報告を改善するとともに、コンバージェンスを推進することになる。
- *2 P/Lの取扱いは、リサイクリングという財務諸表の枠組みも含めた大きな論点であり、より慎重な検討を要する。
- *3 重要性基準の取扱いは、P/L遅延認識の取扱いの結論を踏まえて検討することが効果的である（例えば、仮にステップ2でP/L遅延認識を存続させるとなった場合には、回廊アプローチを導入することも選択肢のひとつと考えられる。）
- *4 PBO計算の見直しについては、IFRSの任意適用上、連結・単体の二重計算を回避できるというメリットや、アドプションを視野に入れた準備を段階的に進めることにつながるメリットもある。

検討論点	日本基準			IAS19		備考
	現行	ステップ1(ED)	ステップ2	ED	現行	
3. 表示・開示の取扱い						
注記事項	一定の項目	現行IAS19の開示項目を中心に拡充	同左又は検討	感応度分析など開示の拡充	一定の項目	*5
費用の分解表示	純額表示	同左	検討	分解表示の強制	分解表示は任意	*6
4. その他の論点						
複数事業主	年金資産を計算できないとき、一定の開示(類似の制度は計算可とみなす)	類似の制度は実態で計算可否を判断	同左又は検討	開示の拡充	十分な情報を入手できないとき、一定の開示	
清算・縮小	損益処理	同左	検討	清算はOCI処理 縮小は損益処理	損益処理	
債務測定方法	発生給付評価方式	同左	同左	同右	予測単位積増方式(発生給付評価方式の一種)	*7
B/S総額表示	純額表示	同左	同左	同右	純額表示	
キャッシュプラン	給付建制度として処理	同左	同左	同右	給付建制度として処理	
簡便法	期末要支給額など	同左	同左	同右	例外処理の定めなし	
退職給付信託	年金資産+信託固有の定め	同左	同左	同右	年金資産の定め	

*5 注記事項について、財務報告を改善するとともに、コンバージェンスを推進することになる。

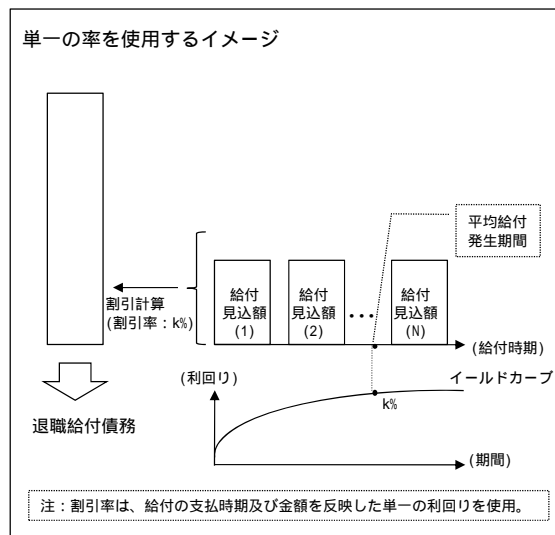
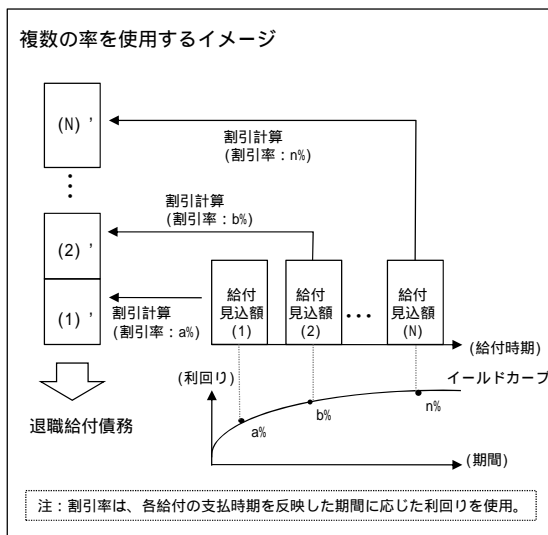
*6 退職給付費用の分解表示については、財務諸表表示プロジェクトとの関係や原価計算との関連性など、広範に影響が及ぶ可能性を鑑みて、慎重に検討することが考えられる。

*7 ステップ1(ED)で、給付算定式基準を選択のひとつとして採用することにより、IAS19と差異があるとはいえないと考えられる。

3 . 重要性基準と割引率変更の要否について

(1) 割引率の取扱い

現行	公開草案
<p>(JICPA 実務指針第 11 項)</p> <p>退職給付債務の計算において割引率を設定する場合の「安全性の高い長期の債券（注 解(注 6)）」には、長期の国債、政府機関債のほかに、例えば、複数の格付機関による直近の格付けがダブル A 格相当以上を得ている社債等が含まれる。</p> <p>なお、この場合の「長期」とは、退職給付の見込支払日までの平均期間を原則とするが、実務上は従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とすることもできる。退職給付の見込支払日までの平均期間には、企業年金制度がある場合には平均年金支給期間も加味する。</p>	<p>(適用指針案第 24 項)</p> <p>退職給付債務の計算（第 14 項参照）における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定し（会計基準第 20 項）、この安全性の高い債券の利回りには、期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りが含まれる（会計基準(注 6)）。優良な社債には、例えば、複数の格付機関による直近の格付けがダブル A 格相当以上を得ている社債等が含まれる。</p> <p>割引率は、給付見込期間ごとに設定された複数のものを使用することを原則的な考え方とするが¹、実務上は、給付見込期間及び給付見込期間ごとの退職給付の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用することもできる。</p>



¹ 公開草案に対するコメントを受け、本項について専門委員会では、「割引率は、退職給付支払ごとの給付見込期間を反映するものでなければならない。」とし、「当該割引率としては、例えば、給付見込期間及び給付見込期間ごとの退職給付の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法や、給付見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法が含まれる。」とする文案修正を検討している。

なお、退職給付債務の算定は、支払時期も支払金額も計算上の仮定を前提とした見積りであるため、妥当性がある範囲で割引率を選択するのであれば、どこまで厳密に行うかは程度問題という見方もある。

(2)重要性基準の取扱い

現行	公開草案
<p>(JICPA 実務指針第 18 項)</p> <p>割引率は期末における安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定されるが、各事業年度において割引率を再検討し、その結果、割引率の変動が退職給付債務に重要な影響を及ぼすと判断した場合には、退職給付債務の再計算が必要である。</p> <p>重要な影響の有無の判断に当たっては、前期末に用いた割引率により算定されている退職給付債務と比較して、期末の割引率により計算した退職給付債務が 10%以上変動すると推定される場合には、重要な影響を及ぼすものとして期末の割引率を用いて退職給付債務を再計算しなければならない(期末において割引率の変更を必要としない範囲については、資料 3 が参考となる。)</p>	<p>(適用指針案第 30 項)</p> <p>割引率は期末における安全性の高い債券の利回りを基礎として決定されるが(会計基準第 20 項) 各事業年度において割引率を再検討し、その結果、少なくとも、割引率の変動が退職給付債務に重要な影響を及ぼすと判断した場合にはこれを見直し、退職給付債務を再計算する必要がある。</p> <p>重要な影響の有無の判断にあたっては、前期末に用いた割引率により算定した場合の退職給付債務と比較して、期末の割引率により計算した退職給付債務が 10%以上変動すると推定されるときには、重要な影響を及ぼすものとして期末の割引率を用いて退職給付債務を再計算しなければならない(給付見込期間及び給付見込期間ごとの退職給付の金額を反映した単一の加重平均割引率 (第 24 項参照) を使用している場合における、期末において割引率の変更を必要としない範囲については、【資料 3】²が参考となる。)</p>

- 単一の加重平均割引率を使用する場合、期末において割引率の変更を必要としないかどうかについては、現行の実務と同様に、【資料 3】³を参考に判定することが考えられる。
- 複数の割引率を使用する場合、【資料 3】を使って割引率変更の要否を判定することはできない。ただし、当期末の割引率により計算した退職給付債務が 10%以上変動しないと推定されるときには、前期末の割引率を見直さないことができ、重要性基準そのものが適用できないわけではない。

² 【資料 3】(参考資料 1 を参照) は、日本アクチュアリー会・日本年金数理人会の「退職給付会計に係る実務基準」(以下「実務基準」) から一部 (例えば、実務基準において割引率は 0.1%刻みである。) を抜粋してきたものである。なお、専門委員会では、適用指針にこの表を掲載せず、実務基準そのものを参照することを検討している。

³ 単一の加重平均割引率を使用する場合であっても、その算定方法などによっては【資料 3】を使って判定できないケース (例えば、【資料 3】の縦軸に示す「期間」を算出しないケースなど) もありうる点に留意すべきという意見がある。

４．ステップ１を進めるメリット・デメリット

メリット	デメリット
<p>（財務報告の早期改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 貸借対照表が積立状況を示すようになることや、注記事項を拡充するなどによって、財務諸表利用者の理解可能性を高め、透明性の向上による財務報告の改善を図ることになる。また、年金債務に対する社会的な関心に応えることとなる。 <p>（コンバージェンスの着実な推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ IAS19-EDで遅延認識を廃止する提案は、B/S上の処理とP/L上の処理に分けられる。日本のステップ１ではB/S上の処理（即時認識）を提案しており、この点につきコンバージェンスが着実に進むことになる。 ➤ IAS19-EDで提案されているP/L上の遅延認識の廃止は、リサイクリングという財務諸表の枠組みも含めた大きな論点であり、より慎重な検討を要すると考えられる⁴。したがって、まずはステップ１を着実に進めることで財務報告の改善やコンバージェンスが達成できることになる。 <p>（任意適用やアドプションへの対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ PBO計算の見直し（退職給付見込額の期間帰属方法、割引率など）により、IFRSの任意適用上、連結・単体の二重計算を回避することができるというメリットや、アドプションを視野に入れた準備を段階的に進めることにつながるメリットがある。 	<p>（IAS19-EDとの相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 未認識項目についてP/L上は遅延認識する取扱いや重要性基準の取扱いなど、ステップ１はIAS19-EDの提案内容と異なっている部分があり、コンバージェンスが達成できていない。IAS19の見直しが確定してから、結論を出すべきである。 <p>（複数回の改正による負担）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 短期間に複数回の基準改正は、関係者にとって負担が大きくなる懸念や混乱をもたらすおそれが指摘される。退職給付会計の見直しは、周辺事項も含めて影響が大きい内容であるため、時間をかけて慎重に議論を行う必要があり、IFRSのスムーズな導入も考慮すると、ステップ１とステップ２をまとめて一度に改正すべきである。

⁴ 当委員会は、IASB公開草案「その他の包括利益の項目の表示（IAS第1号の修正案）」に対するコメント（2010年9月30日）で、リサイクリングのあり方について言及している。

5 . 今後の方向性

案：退職給付プロジェクトは 2 ステップ・アプローチを採用し、ステップ 1 の最終基準化を進める。

以上

審議事項(2) - 2

(参考資料1)【資料3】期末において割引率の変更を必要としない範囲
 (「退職給付会計に係る実務基準」(日本アクチュアリー会・日本年金数理人会)から)

		期首割引率										
		2.0%	2.5%	3.0%	3.5%	4.0%	4.5%	5.0%	5.5%	6.0%	6.5%	7.0%
平均 残存 勤務 期間	10年	1.1~3.0	1.6~3.5	2.1~4.0	2.6~4.5	3.1~5.1	3.6~5.6	4.1~6.1	4.5~6.6	5.0~7.1	5.5~7.6	6.0~8.1
	11	1.2~2.9	1.7~3.4	2.2~3.9	2.7~4.4	3.2~5.0	3.6~5.5	4.1~6.0	4.6~6.5	5.1~7.0	5.6~7.5	6.1~8.0
	12	1.2~2.8	1.7~3.4	2.2~3.9	2.7~4.4	3.2~4.9	3.7~5.4	4.2~5.9	4.7~6.4	5.2~6.9	5.7~7.4	6.2~7.9
	13	1.3~2.8	1.8~3.3	2.3~3.8	2.8~4.3	3.3~4.8	3.8~5.3	4.3~5.8	4.8~6.3	5.3~6.8	5.8~7.3	6.3~7.8
	14	1.4~2.7	1.9~3.2	2.4~3.7	2.8~4.2	3.3~4.7	3.8~5.2	4.3~5.7	4.8~6.2	5.3~6.8	5.8~7.3	6.3~7.8
	15	1.4~2.7	1.9~3.2	2.4~3.7	2.9~4.2	3.4~4.7	3.9~5.2	4.4~5.7	4.9~6.2	5.4~6.7	5.9~7.2	6.4~7.7
	16	1.4~2.6	1.9~3.1	2.4~3.6	2.9~4.1	3.4~4.6	3.9~5.1	4.4~5.6	4.9~6.1	5.4~6.7	5.9~7.2	6.4~7.7
	17	1.5~2.6	2.0~3.1	2.5~3.6	3.0~4.1	3.5~4.6	4.0~5.1	4.5~5.6	5.0~6.1	5.5~6.6	6.0~7.1	6.5~7.6
	18	1.5~2.5	2.0~3.1	2.5~3.6	3.0~4.1	3.5~4.6	4.0~5.1	4.5~5.6	5.0~6.1	5.5~6.6	6.0~7.1	6.5~7.6
	19	1.5~2.5	2.0~3.0	2.5~3.5	3.0~4.0	3.5~4.5	4.0~5.0	4.5~5.5	5.0~6.0	5.5~6.5	6.0~7.0	6.5~7.5
	20	1.6~2.5	2.1~3.0	2.6~3.5	3.1~4.0	3.6~4.5	4.1~5.0	4.6~5.5	5.0~6.0	5.5~6.5	6.0~7.0	6.5~7.5
	21	1.6~2.5	2.1~3.0	2.6~3.5	3.1~4.0	3.6~4.5	4.1~5.0	4.6~5.5	5.1~6.0	5.6~6.5	6.1~7.0	6.6~7.5
	22	1.6~2.4	2.1~2.9	2.6~3.4	3.1~3.9	3.6~4.4	4.1~5.0	4.6~5.5	5.1~6.0	5.6~6.5	6.1~7.0	6.6~7.5
	23	1.6~2.4	2.1~2.9	2.6~3.4	3.1~3.9	3.6~4.4	4.1~4.9	4.6~5.4	5.1~5.9	5.6~6.4	6.1~6.9	6.6~7.4
	24	1.6~2.4	2.1~2.9	2.6~3.4	3.1~3.9	3.6~4.4	4.1~4.9	4.6~5.4	5.1~5.9	5.6~6.4	6.1~6.9	6.6~7.4
	25	1.7~2.4	2.2~2.9	2.7~3.4	3.2~3.9	3.7~4.4	4.2~4.9	4.7~5.4	5.1~5.9	5.6~6.4	6.1~6.9	6.6~7.4
	26	1.7~2.4	2.2~2.9	2.7~3.4	3.2~3.9	3.7~4.4	4.2~4.9	4.7~5.4	5.2~5.9	5.7~6.4	6.2~6.9	6.7~7.4
	27	1.7~2.3	2.2~2.9	2.7~3.4	3.2~3.9	3.7~4.4	4.2~4.9	4.7~5.4	5.2~5.9	5.7~6.4	6.2~6.9	6.7~7.4
	28	1.7~2.3	2.2~2.8	2.7~3.3	3.2~3.8	3.7~4.3	4.2~4.8	4.7~5.3	5.2~5.8	5.7~6.3	6.2~6.9	6.7~7.4
	29	1.7~2.3	2.2~2.8	2.7~3.3	3.2~3.8	3.7~4.3	4.2~4.8	4.7~5.3	5.2~5.8	5.7~6.3	6.2~6.8	6.7~7.3
	30	1.7~2.3	2.2~2.8	2.7~3.3	3.2~3.8	3.7~4.3	4.2~4.8	4.7~5.3	5.2~5.8	5.7~6.3	6.2~6.8	6.7~7.3
	31	1.7~2.3	2.2~2.8	2.7~3.3	3.2~3.8	3.7~4.3	4.2~4.8	4.7~5.3	5.2~5.8	5.7~6.3	6.2~6.8	6.7~7.3
	32	1.7~2.3	2.2~2.8	2.7~3.3	3.2~3.8	3.7~4.3	4.2~4.8	4.7~5.3	5.2~5.8	5.7~6.3	6.2~6.8	6.7~7.3
	33	1.8~2.3	2.3~2.8	2.8~3.3	3.3~3.8	3.8~4.3	4.2~4.8	4.7~5.3	5.2~5.8	5.7~6.3	6.2~6.8	6.7~7.3
	34	1.8~2.3	2.3~2.8	2.8~3.3	3.3~3.8	3.8~4.3	4.3~4.8	4.8~5.3	5.3~5.8	5.8~6.3	6.3~6.8	6.8~7.3
	35	1.8~2.3	2.3~2.8	2.8~3.3	3.3~3.8	3.8~4.3	4.3~4.8	4.8~5.3	5.3~5.8	5.8~6.3	6.3~6.8	6.8~7.3
	36	1.8~2.2	2.3~2.8	2.8~3.3	3.3~3.8	3.8~4.3	4.3~4.8	4.8~5.3	5.3~5.8	5.8~6.3	6.3~6.8	6.8~7.3
	37	1.8~2.2	2.3~2.7	2.8~3.2	3.3~3.7	3.8~4.2	4.3~4.7	4.8~5.2	5.3~5.8	5.8~6.3	6.3~6.8	6.8~7.3
	38	1.8~2.2	2.3~2.7	2.8~3.2	3.3~3.7	3.8~4.2	4.3~4.7	4.8~5.2	5.3~5.7	5.8~6.2	6.3~6.7	6.8~7.2
	39	1.8~2.2	2.3~2.7	2.8~3.2	3.3~3.7	3.8~4.2	4.3~4.7	4.8~5.2	5.3~5.7	5.8~6.2	6.3~6.7	6.8~7.2
	40	1.8~2.2	2.3~2.7	2.8~3.2	3.3~3.7	3.8~4.2	4.3~4.7	4.8~5.2	5.3~5.7	5.8~6.2	6.3~6.7	6.8~7.2

(注1) 上記年数には本来、退職給付の支払時までの平均残存期間を用いるべきであるが、実務上の観点から平均残存勤務期間を使用しても差し支えないものとした。

(注2) 期末の割引率が、前期末の割引率と平均残存勤務期間に応じる上表の範囲を超えて変動した場合には、退職給付債務が10%以上変動しているものと推定することができる。この場合には、期末の割引率を用いて退職給付債務を再計算しなければならない。

（参考資料２）退職給付プロジェクトの概要

ASBJ では、論点整理に寄せられたコメントも踏まえ、平成 21 年 9 月に更新したプロジェクト計画表の中で、退職給付プロジェクトを次の 2 つに分けて進めることとした。

ステップ 1	現行の IAS 第 19 号の定めのうち、IASB による見直しが行われても、なお変わらない部分及び IASB による見直しのうち、方向性が定まっていると考えられる部分について、我が国の退職給付に関する会計基準等のコンバージェンスが進むように見直す。
ステップ 2	IASB による見直しのうち、数理計算上の差異及び過去勤務費用の包括利益計算書上での取扱いに関連する部分について、IASB の動向を踏まえて検討する。

具体的には、論点整理の各論点を、次のように取り扱うこととした。

論点整理で掲げた主な論点	退職給付プロジェクトでの取扱い
[論点 1-2]退職給付債務及び勤務費用の測定方法 [論点 2-1] 期待運用収益の取扱い [論点 3-2]制度の積立状況の貸借対照表での計上 【論点 6】 退職給付（給付建制度）に係る開示 【論点 9】 複数事業主制度の会計処理と開示	ステップ 1 で取り上げる。
[論点 4-1] 数理計算上の差異の会計処理 [論点 4-2] 重要性基準と回廊アプローチ [論点 4-3] 過去勤務債務の会計処理 【論点 5】 損益計算書における退職給付費用に係る表示 【論点 7】 清算と縮小の会計処理と表示	現在、IASB が見直しを進めている部分に相当する。IASB の動向を踏まえて検討する（ステップ 2）。
[論点 1-1]予測単位積増方式による測定方法等の見直し [論点 3-1] 年金資産と退職給付債務の総額表示 【論点 8】 キャッシュ・バランス・プランの会計処理と表示	現在行われている国際的な見直しの議論の中で、検討対象とされていないことを考慮し、当面の見直し対象としない。
[論点 1-3] 小規模企業等における簡便法の容認 [論点 2-2] 退職給付信託の取扱い 【論点 10】 その他の退職後給付	国際的な会計基準と重要な相違が生じるとは必ずしもいえないことなどを踏まえ、見直し対象としない。

（参考資料３）前々回（第 208 回委員会）の審議事項（抜粋）

[各基準の関係]

		現行の 日本基準	ASBJ の ED US GAAP	IASB の ED	現行の IAS19 (93 項) (93 項 D)
B/S で即時認識		×			×
包括 利益	OCI で即時認識	×		*1	×
	リサイクリング	-		×	-
P/L	遅延認識			×	×
	費用の分解表示	×	× *3	*2	

ステップ 1 でコンバージェンスを進める範囲

- *1・・・PL 上の遅延認識及びリサイクルを廃止する場合には、そもそも OCI で即時認識する根拠が乏しいなどの理由から、むしろ純利益（特別損益相当）で即時認識すべきという見解もある。
- *2・・・PL 即時認識では、分解表示をしないと段階利益（例えば、営業利益など）が歪みやすくなる。
- *3・・・US GAAP の財務諸表の表示プロジェクトでは、費用の分解表示が提案されている。

ステップ 2 で検討する範囲

(参考資料4) 公開草案に寄せられたコメント(抜粋)

総論			
2) ステップ1の方向性には賛成するが、作業計画全体について見直すべき	国際的な会計基準とのコンバージェンスを図るべく、ASBJのステップ1の方向性には賛同する。しかし、短期間に複数回の基準改正となれば、作成者にとっての負担が大きいため、ASBJのステップ1の適用時期を含め、作業計画全体について、見直しが必要と考える。		
3) ステップ1及びステップ2を一括して検討すべき	本公開草案にもとづくステップ1の変更後、ごく短期間でステップ2の変更を行うことが不可避と思われ、このような事態は市場関係者に混乱をもたらすため、極力回避すべきである。		
4) 拙速な進め方に反対	欧州における時価会計を巡る動き、今年2月の米国証券取引委員会(SEC)の声明等を鑑みると、国際的な会計基準における見直しの議論に合わせて、退職給付に関する会計基準の見直しを我が国において拙速に進めることに反対である。		
5) 会計基準の変更は慎重に検討すべき	ステップ1とステップ2に分けることにより頻繁な会計基準の変更が生じ、利害関係者に過重な負担を強いることのないよう、配慮すべきと考える。そのため、国際財務報告基準とのコンバージェンスに基づく改正、会計基準作成時の「当時の論拠が現在でも有効であるかなどの調査」に基づく改正以外の視点からの会計基準の変更は慎重に検討すべきである。		
6) 公開草案の確定時期及び適用時期については、再検討の余地がある。	給付算定式に従う方法を補正する場合の昇給の考慮等について、国際財務報告基準においても改訂が予定されるなど流動的であるため、本公開草案の確定時期及び適用時期については、再検討の余地がある。		

7) 個別財務諸表への適用は慎重に検討すべき	退職給付会計の改正に伴い、税法、会社法、確定企業年金法等の関連法規制との調整が必要であり、個別財務諸表にも適用すべきかについては慎重な議論が必要である。個別財務諸表への適用については、現在各関係者によって議論されている検討状況を踏まえつつ、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し、未認識負債の発生時一括計上等の項目ごとに慎重に検討すべきである。		
------------------------	--	--	--

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法			
BS 即時認識			
9) 即時認識に賛成	積立状況を示す額をそのまま退職給付に係る負債(又は資産)として貸借対照表に計上することは、より忠実な表現に資すると考えられるため賛成する。		
	「数理計算上の差異」を、その他の包括利益に計上し、貸借対照表で即時認識する案は、企業分析にとっての改善であり、高く評価する。		
10) ステップ 1 での即時認識に反対	積立状況を示す額を貸借対照表上で即時認識する取扱いについて反対する。IASB における IAS 第 19 号の見直しの結果が出てから、結論を出すべきである。		

以上